

議案第 52 号

東郷町個人情報保護法施行条例の制定について

東郷町個人情報保護法施行条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 4 年 1 月 28 日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(保有個人情報の開示義務)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは、東郷町情報公開条例（平成11年東郷町条例第21号）第7条第2号ウに掲げる情報（法第78条第1項第2号ハの規定により開示することとされている情報を除く。）とする。

(開示決定等の期限に関する特例)

第4条 実施機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び法第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「15日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「45日以内」と、「同条第1項」とあるのは「東郷町個人情報保護法施行条例（令和4年東郷町条例第 号）第4条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(費用負担)

第5条 法及びこの条例の規定による保有個人情報の開示請求に要する手数料その他の費用は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第87条第1項の規定による写しの作成及び送付

に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(実施状況の公表)

第6条 町長は、毎年1回各実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(委任)

第7条 法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(東郷町個人情報保護条例の廃止)

第2条 東郷町個人情報保護条例(平成16年東郷町条例第40号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の旧条例第9条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- 2 この条例の施行の日前に旧条例第15条、第28条第1項若しくは第2項又は第34条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

- 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の保有個

人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前に
おいて旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において
旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第
三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又
は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、町の区域外においてもこれらの項の罪を犯した者にも適用す
る。

6 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用につい
ては、なお従前の例による。

(東郷町土採取規制条例及び東郷町土質等規制条例の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「東郷町個人情報保護条例（平成16年東郷町条
例第40号）」を「東郷町個人情報保護法施行条例（令和4年東郷町条例第一号
）」に改める。

- (1) 東郷町土採取規制条例（平成17年東郷町条例第24号）第11条第3項
- (2) 東郷町土質等規制条例（平成17年東郷町条例第25号）第11条第3項

議案の概要

1 制定理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、改正後の法の施行に関し必要な事項を定めるため必要があるからである。

2 主な制定内容

- (1) 東郷町個人情報保護法施行条例（以下「新条例」という。）における実施機関を定義すること。（第2条関係）
- (2) 個人情報開示請求において、公務員の氏名を開示情報とすること。（第3条関係）
- (3) 個人情報開示請求における開示決定等の期限を15日以内とすること。（第4条関係）
- (4) 個人情報開示請求に係る手数料を無料とすること。（第5条関係）
- (5) 新条例の施行状況について、年1回公表すること。（第6条関係）

3 施行期日等

- (1) 令和5年4月1日から施行すること。
- (2) 東郷町個人情報保護条例（平成16年東郷町条例第40号。以下「旧条例」という。）を廃止すること。
- (3) 旧条例の廃止に伴う経過措置を設けること。
- (4) 旧条例を引用する関係条例の一部を改正し、新条例を引用する形に整理すること。